

慶應義塾大学経済学部附属経済研究所研究倫理審査委員会規程

平成 27 年 7 月 23 日制定

平成 30 年 12 月 6 日改定

第 1 条(目的)

この規程は、慶應義塾大学における経済学・商学研究において、個人情報の取り扱いなど、研究倫理に関わる問題を含む研究を行う場合、所定の審査を経ることによって、その研究が、倫理的配慮、科学的見地に基づいて、適正行われることを目的とする。

第 2 条(委員会の設置)

この規程による審査を行うため、慶應義塾大学経済研究所に、経済研究所研究倫理審査委員会（以下「委員会」という）を置く。

第 3 条(ガイドライン)

委員会は、運営についての「ガイドライン」を別に定める。

第 4 条(審査の対象)

- この規程による審査は、経済学部・経済学研究科・産業研究所・商学部・商学研究科で、経済学・商学研究に関わる専任教員、在籍学生が学内外において行う研究、および、経済学部・経済学研究科・産業研究所・商学部・商学研究科の非常勤教員、共同研究員が学内において行う研究について、その内容が以下のいずれかに該当する場合、申し出により、その研究目的と実施計画について行う。
 - 個人情報に関わる研究。
 - その他研究倫理に関わる問題を含む研究。
- 1に記した部局以外で経済学・商学研究に従事する専任教員、在籍生が学内外において行う研究においても、申し出があり、経済研究所運営委員の過半数の賛成があれば、審査の対象とすることができる。

第 5 条(審査の基本方針)

この規程による審査は、前条に該当する研究について、申請に基づき、倫理的、科学的観点から行う。

第 6 条(委員会の組織)

- 委員会の構成は以下の通りとする。
 - 委員長 1 名
 - 委員若干名(経済学部・経済学研究科・産業研究所・商学部・商学研究科の専任教員および委員長の指名する者)
- 委員長は、経済学部会議・経済学研究科委員会・産業研究所所内運営委員会・商学部会議・商学研究科委員会の承認を経て経済研究所長が委嘱する。
- 委員は、経済学部会議・経済学研究科委員会・産業研究所所内運営委員会・商学部会議・商学研究科委員会の承認を経て経済研究所長が委嘱する。
- 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じて補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

第7条(特別委員)

1. 委員会が必要と認める時は、当該分野に関する専門家・有識者を特別委員として委員会の審議に加えることができる。
2. 特別委員は、審査対象ごとに必要に応じて経済研究所長が委嘱する。
3. 特別委員の任期は、当該事案の審査終了の日までとする。

第8条(専門委員会)

1. 委員会が必要と認める時は、専門委員会(ワーキンググループ)を設置し、当該事案の調査・検討あるいは予備審査に当たらせることができる。
2. 専門委員は、審査対象ごとに必要に応じて、委員長が委嘱する。
3. 専門委員の任期は、当該事案の審査終了の日までとする。

第9条(議事)

1. 委員会は、委員の過半数の出席によって成立するものとする。
2. 委員が申請者となった場合、その委員は当該事案の審議には参加できない。
3. 委員会は、必要に応じて申請者を委員会に出席させ、申請内容について説明を求めることができる。
4. 審査の経緯と判定結果は記録として経済研究所に保存し、委員会が必要と認めた場合は公表することができる。その場合は、プライバシーの保護に十分留意する。また、審議記録のうち申請のあった研究に関わる部分の公開については、その研究実施責任者の同意を得るものとする。

第10条(判定)

1. 審査の判定は、出席委員の合意によるものとする。
2. 委員の間で意見が分かれた場合は投票を行い、出席委員の過半数で議決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところに従う。
3. 委員会は、実施計画の変更を要求し、変更がなされたことが確認されたことを条件に、承認を与えることがある。

第11条(申請手続きおよび判定通知)

1. 審査の申請手続きは、所定の申請書に必要事項を記入し、委員長に提出することによって行う。
2. 委員会は、審査終了後速やかに判定結果を文書により申請者に通知する。

第12条(異議申し立て)

委員会の判定に対して申請者に異議がある場合、申請者は1回に限り再審査を委員会に要求することができる。この場合、異議申立書に異議の根拠となる資料を添付するものとする。

第13条(実施計画の変更)

1. 申請者が委員会の議決によって認められた研究の実施計画に変更を加える時は、速やかにその旨を文書にて委員会に報告しなければならない。
2. 委員会は、前項の報告について、必要と認める場合は当該事案について再審査を行うことができる。
3. 申請者は、第10条3に定めるような変更を受け入れる場合、速やかに実施計画の当該箇所を変更し、実施計画を委員会に再提出しなければならない。

第 1 4 条(規程の改廃)

この規程の改廃は、経済学部会議・経済学研究科委員会・産業研究所内運営委員会・商学部会議・商学研究科委員会の議を経なければならない。

附則

この規程は、平成 27(2015)年 7 月 23 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30(2018)年 12 月 6 日から施行する。